

令和6年6月中川村議会定例会議事日程（第3号）

令和6年6月14日（金） 午後2時00分 開議

日程第 1	議案第7号	中川村農業委員会の委員の任命について
日程第 2	請願第1号	「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書
日程第 3	請願第2号	「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書
日程第 4	陳情第4号	女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情
日程第 5	陳情第5号	訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書
日程第 6	発議第4号	「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の提出について
日程第 7	発議第5号	「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書の提出について
日程第 8	発議第6号	訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書の提出について
日程第 9	発議第7号	中川村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
日程第10	発議第8号	中川村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11		議員派遣について
日程第12		委員会の閉会中の継続調査について

令和6年6月中川村議会定例会議事日程（第3号追加1）

令和6年6月14日（金） 午後2時00分 開議

追加日程1	発議第9号	女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出について
-------	-------	------------------------------------

出席議員（１０名）

１番	片桐邦俊
２番	松村利宏
３番	中塚礼次郎
４番	長尾和則
５番	桂川雅信
６番	山崎啓造
７番	島崎敏一
８番	大島歩
９番	大原孝芳
１０番	松澤文昭

欠席議員（０名）

説明のために参加した者

村長	宮下健彦	副村長	富永和夫
教育長	片桐俊男	総務課長	松村恵介
地域政策課長	眞島俊	住民税務課長 会計管理者	小林郁子
保健福祉課長	水野恭子	産業振興課長	松崎俊貴
建設環境課長	宮崎朋実	リニア対策室長	小林好彦
教育次長	上山公丘		

職務のために参加した者

議会事務局長	松澤清隆
書記	座光寺てるこ

令和６年６月中川村議会定例会

会議のてんまつ

令和６年６月１４日 午後２時００分 開議

○事務局長	御起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）御着席ください。（一同着席）
○議長	御参集、御苦労さまです。 ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。 本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。 日程第１ 議案第７号 中川村農業委員会の委員の任命についてを議題とします。 朗読願います。
○事務局長	朗読
○議長	提案理由の説明を求めます。
○村長	それでは議案第７号につきまして提案理由を申し上げます。 現在の中川村農業委員の任期が令和６年９月９日で満了となります。 農業委員会等に関する法律第８条第１号の規定により次期農業委員会の委員を新たに任命し、議会の同意を求めるものでございます。 また、農業委員の任命に当たりましては、農業委員会等に関する法律規則第２条第２号の規定によりまして認定農業者を委員の４分の１以上とすることについて、併せて同意を求めます。 農業委員に任命いたしたく思います８名の方は議案書に記載のとおりでございます。 任期は令和６年９月１０日から３年間となります。 議員全員の御同意を賜りますようお願い申し上げ、提案説明といたします。
○議長	説明を終わりました。 これから質疑を行います。 質疑はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長	質疑なしと認めます。 次に討論を行います。 討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長	討論なしと認めます。 これから採決を行います。 この採決は起立によって行います。 本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。 〔賛成者起立〕
○議長	全員起立です。したがって、議案第７号は同意することに決定しました。

○厚生文教委員長	日程第2 請願第1号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書		続きまして請願第2号の厚生文教委員会での審議報告をいたします。	
	及び		6月10日の本会議において厚生文教委員会に付託されました請願第2号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書については、6月12日、委員全員出席の下、慎重に審査をいたしましたので、ここに報告いたします。	
	日程第3 請願第2号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書		請願の趣旨は、へき地教育振興法に基づき各県条例で定められている僻地手当の月額が長野県は2006年度より1級地の僻地手当率を同省令で定める基準の8%の8分の1に過ぎない1%にするなど大幅な減額がされたものになっており、長野県と近隣県の手当支給率には大きな差があること、近年、本件においても教員不足や教員採用試験志願倍率の低下が大きな課題となっており、県境近くでは賃金格差から隣県への人材流出が既に起きていること、僻地手当支給率が全国最低水準にあることは人材確保の面で大きなマイナス要因であり、僻地校を抱える自治体にとどまらず全県的な課題となっていること、県人事委員会は職員の給与に関する報告において現在近隣県と比較して低い水準にある僻地手当や僻地手当と同様に低い水準にある特地勤務手当の支給率について近隣県との均衡を考慮して検討することが必要と2年続けて言及していること、上記の理由から2025年度長野県の予算編成において以下の内容の意見書を長野県知事、長野県議会議長宛てに提出していただきたいとして、1 教育の機会均等と中山間地域における教育水準の向上を図るため僻地手当及び僻地手当に準じる手当の支給率について、都市部との格差、総体的僻地性が一層拡大している実情を十分把握しつつ、近隣県との均衡を勘案し2005年度以前の水準に戻すことという内容でした。	
	を議会会議規則第37条及び議会先例第33条第3項の規定により一括議題とします。		審査の結果は、全員賛成で採択すべきものと決しました。	
	本件は厚生文教委員会に付託してあります。		審査の過程で出された主な意見は、「僻地手当8%が1%に減額されたのは行革時代のことであり、地域手当改正で基準の3分の1程度まで回復しているとしても、低いままになっているのはおかしいのではないか。」「隣県の事例を見ると、静岡県僻地1級が12%、岐阜県は1級から5級までの僻地手当が4～16%となっており、長野県はあまりに低過ぎるままになっている。県人事委員会が近隣県との格差是正の勧告を行っているにもかかわらず2年間放置しているのはおかしい」といったものでした。	
	厚生文教委員長から審査結果の報告を求めます。		以上、審議のほどよろしく願いいたします。	
	(桂川 雅信) それでは厚生文教委員会の審議報告をいたします。		委員長報告を終わりました。	
	6月10日の本会議にいて厚生文教委員会に付託されました請願第1号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書について、6月12日、委員全員出席の下、慎重に審査をいたしましたので、ここに報告いたします。		これから質疑を行います。	
	請願の趣旨は、長野県で2013年度に小中学校全学年で35人学級が実現しましたが、学級増による教員増の多くを臨時的任用で対応している状況であり、小学校の専科教員は国基準で配置され、県基準の学級数と連動していないため自治体が独自財源により教員配置を行っている自治体もあり、自治体間の格差が生じていること、学校現場は膨大な業務量に加え深刻な人手不足の状況で、教員は多忙を極め、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている、また豊かな学びを実現するためにはさらなる少人数学級推進と教員の持ち時間授業、時間数軽減のための抜本的な教員定数の改善が不可欠であること、義務教育費国庫負担制度については2006年に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたことから国の施策として十分な教員配置のための財源確保し全国どこに住んでいても子どもたちが一定水準の教育を受けられるようにすることは憲法上の要請であること、上記の理由から2025年度予算編成の件につき以下の内容の意見書を政府及び関係行政官庁宛てに提出していただきたいとして、1 どの子にも行き届いた教育をするため国の責任で以下の2点を検討し、必要な教育予算を確保すること、(1)さらなる少人数学級の推進、(2)教員木曽定数算出に用いる係数の改善、2 教育の機会均等とその水準の維持向上のための必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し負担率を2分の1に復元するなど拡充することという内容でした。		質疑はありませんか。	
	審査の結果は、全員賛成で採択すべきものと決しました。		[「なし」と呼ぶ者あり]	
○議 長	審査の過程で出された主な意見は、「この請願は毎年出ているものであり、国は早急に対応してほしい。現場の先生方には精神的に病んでいる人も多いと聞いている。人員確保のためにも算定基礎そのものを改善すべきである」、「中川村で新しい学校を造ったとしても先生自体の数が現状よりも減る可能性がある。目の行き届いた教育をするならば教員の確保を手厚くするべきである」などの意見が出されました。		質疑なしと認めます。	
	以上、御審議のほどをよろしく願いいたします。		次に討論を行います。	
			まず原案に反対者の発言を許します。――ありませんか。	
○議 長			[「なし」と呼ぶ者あり]	
			次に原案に賛成者の発言を許します。――ありませんか。	

○議	長	〔「なし」と呼ぶ者あり〕 討論なしと認めます。 これから採決を行います。 まず請願第 1 号の採決を行います。 この請願に対する委員長の報告は採択です。 この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 〔賛成者挙手〕
		全員賛成です。したがって、請願第 1 号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。 次に請願第 2 号の採決を行います。 この請願に対する委員長の報告は採択です。 この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 〔賛成者挙手〕
○議	長	全員賛成です。したがって、請願第 2 号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。 日程第 4 陳情第 4 号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情を議題とします。 本件は総務経済委員会に付託してあります。 総務経済委員長から審査結果の報告を求めます。 （松村 利宏） 総務経済委員会が陳情審査をした報告を行います。
		去る 6 月 10 日、議会本会議において総務経済委員会に付託されました陳情第 4 号女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情について、6 月 12 日、役場第 1 委員会会議室において委員 5 名の出席の下、慎重に審査を行いました。 陳情の趣旨は次のとおりです。 国連は 1979 年に女性差別撤廃条約を採択し、日本は、1985 年、条約に批准しました。現在 189 か国が批准しています。 1999 年には女性差別撤廃条約の実効性を強化し女性が抱える問題を解決するため選択議定書を国連総会で決議、採択し、現在 115 か国が批准しています。しかし、日本政府はまだ批准していません。 選択議定書は国連女性差別撤廃委員会による個人通報制度と調査制度を認めており、議定書を批准することによって締約国は被害者救済に向け具体的な措置を取るよう同委員会から要請されるため、国際的な人権基準に基づき女性の人権侵害の救済や性別による不平等をなくすための効力が強まることが期待されます。 本年 10 月に国連女性差別撤廃委員会による第 6 回目の日本報告審議が行われることを見据え、国において女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准することを求めます。 審査に先立ち、上伊那地区労働組合会議事務局長 北原和雄氏にお越しいたゞき、陳情第 4 号について説明を求めました。

主要な質疑は次のとおりです。

1 「この陳情書の提出は今回が初めてか。県内の他の市町村にも提出したのか」「今回が初めてである。長野県議会をはじめ全市町村議会に対し今回一斉にその地区労働組合会議から提出をしている」と。

2 つ目「女性差別撤廃はしっかりと取り組まなきゃならないが、国内法の改正や充実を求める陳情書ではなく、なぜ国連の選択議定書の早期批准を求める陳情書なのか」「その点は、私たちの上部組織で決めたことなので理由は不明である」。

3 つ目「意見書案の末尾に「批准することを強く求める」とあるが、批准に向けて審議の促進を求める陳情でもよいのか。他県では批准に向けて環境整備を求める陳情を提出したところもあると聞いている。個人的にはそのような段階を踏んだほうがよいと思うが」「選択議定書が国連総会で決議、採択されてから長い時間を経ていることから、県の上部組織アイ女性フォーラムにおいて速やかな批准を求める陳情にすることが決定された」。

審査の結果、賛成反対同数のため委員長表決となり、反対が多数のため趣旨採択とするべきと決しました。

審査の過程で出された主な意見は次のとおりです。

質疑はありませんでした。

討論。

賛成意見。

2020 年 12 月に閣議決定された国の第 5 次男女共同参画基本計画に「選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める。」と明記されているので、批准については前向きに取り組むべきである。

選択議定書の早期批准に向けて国の検討を促し、また国内の世論を喚起するためにも本陳情に賛成し、国に対し意見を提出すべきであると考える。

反対意見。

国家の主権に関わる問題であり、拙速に批准を求めるべきではない。選択議定書も現在 115 か国が批准しているとあるが、先進国はほとんど批准していない点を注視すべきである。

次の 3 点から選択議定書の早期批准を求めることは拙速であり、国内においてさらなる議論を深める必要があると考える。1、選択議定書のように個人が直接国連の委員会に訴えることが可能になるため、国家の主権に対する懸念がある。2、日本国内の法制度や中間と国際的な規範との間にギャップがあるため、選択議定書の義務を履行するための国内法整備が必要である。特に選択議定書が個人の苦情申立てを認めているため、それに対応するための法的枠組みや制度を整える必要がある。3 つ目、選択議定書には個人通報制度が設けられている。これは条約違反の被害者が国連の女子差別撤廃委員会に直接救済を求めることができる制度である。政府はこの制度が司法権の独立を侵害する可能性があると考えている。

採択、賛成 2、反対 2、同数のため委員長裁決となり反対となりましたが、速やか

な批准を強く求める趣旨の本陳情に反対ではあるが、女性差別の撤廃を実現するため選択議定書の批准に向けて国内の議論を深める必要はあるとの意見が述べられたため、その点について討論しました。

その結果、陳情者の説明の言葉にあった批准に向けて環境整備を求める陳情であるが採択に値するものであるとの結論に至ったため、今回の審査結果は趣旨採択とすることとし、陳情者に対し陳情文書の一部修正を求めていくことにしました。

以上、慎重な審議をお願いいたします。

○議 長 委員長報告を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。——よろしいですか。

次に原案に賛成者の発言を許します。

○5 番 (桂川 雅信) 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情書に私は賛成して討論に参加いたします。

昨日の新聞では、世界経済フォーラムの発表した 2024 年版ジェンダーギャップ指数が報道されており、日本は 146 か国中 118 位であったとされています。ジェンダーギャップ指数では、人権侵害が強まっている中国が 106 位、お隣の韓国は 94 位など、先進国だけでなく、アジア諸国の中でも日本は低い位置に置かれていることが分かります。

この議定書が発効してから 24 年たっています。2003 年に国連女性差別撤廃委員会で日本が早期批准を勧告されてからも 20 年以上が経過しているのに、なぜ日本は批准ができないのか。それは我が国の政権内部の保守勢力は長くこの批准を妨害してきたからにほかなりません。

先ほど審議の内容には出ておりましたが、日本政府は選択議定書の批准をしない理由として、他の人権救済条約と同様、司法権の独立を犯す可能性があるという見解を示していましたが、選択議定書は国内的な救済措置が尽くされたことを前提として委員会に通報することとしており、意見や勧告に法的拘束力はなく、司法権の独立が侵されることはない、このことは 2003 年国連女性差別撤廃委員会でも明確に指摘されています。

これら政権内部の一部の保守勢力による妨害行為の典型例は選択的夫婦別姓制度の導入に表れていますので、一事例として申し上げます。

選択的夫婦別姓制度は、政府内部で 1991 年から法制審議会において議論し、1996 年には選択的夫婦別姓制度の導入を答申していたもので、これを受け法務省では同年及び 2010 年にそれぞれの改正法案を準備していたのに、政権内部の保守勢力の妨害により、いずれの法案も国会には提出されていないのです。

御存じのとおり、経団連は 6 月 10 日付の声明「選択肢のある社会の実現を目指して～女性活躍に対する制度の壁を乗り越える～」という声明を出しております。その中では次のように述べています。

現行民法では、婚姻に際し、夫または妻のいずれか一方が必ず姓を改めなければならない。妻の姓・夫の姓のいずれの姓を選ぶことも可能ではあるものの、実際には 95%の夫婦が夫の姓を選び、妻が姓を改めている。そのため、アイデンティティの喪失や自己の存在を証することができないことによる日常生活・職業生活上の不便・不利益といった、改姓による負担が、女性に偏っているのが現実である。

と述べています。世界で我が国だけがこの制度に固執していると指摘し、この声明の「おわりに」では次のように述べています。

一人ひとりの姓名は、性別にかかわらず、その人格を示すものであり、職業人にとっては、これまで築いてきた社内外の実績や信用、人脈などが紐づく、キャリアそのものである。これらを保持するためにも、結婚というライフイベントを経ても、本人が望めば自らがアイデンティティを感じる姓を選択できるように社会制度を見直すことは、さらなる女性活躍の観点からはもちろん、性別に関係なくすべての人が自らのキャリアやアイデンティティを守る観点からも、大切な取り組みである。

なにより、D E I ——多様性、公平性、包括性、

の本質は、よりイノベーティブな「選択肢」が与えられ、一人ひとりがそれぞれの考えの下、生き方を選択できることである。不自由なく自らの姓を選択できる制度の実現は、我が国が様々な価値観や多様性を包摂し、誰にとっても明るい未来である「選択肢のある社会」を目指していくうえで強力なメッセージになると確信している。

と述べています。皆さんはこの声明をどう受け止めるでしょうか。

我が国の経済界を牽引する団体の声明としては政府に対する強いメッセージですが、ここには今後の我が国の社会的・経済的發展にとって女性差別が大きな阻害要因になっていることを示していると言えます。

女性差別の撤廃をあれこれの理由をつけて先延ばしすることはもうやめにしましょう。いつまでも途上国以下の女性差別を継続していけば、少子化や人口減少を食い止めることなど不可能であることを申し上げて、賛成討論といたします。

○議 長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 賛成少数です。

○議	長	賛成少数ですので、改めて原案について採決します。	○議	長	体が実情を無視したもので現場に混乱を生んでいることを示している」といったものでした。
		日程第5 陳情第5号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書を議題とします。			以上、御審議のほどよろしく願いいたします。
		失礼しました。			委員長報告を終わりました。
		陳情第4号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情を採択することに賛成の方は挙手願います。			これから質疑を行います。
○厚生文教委員長	長	〔賛成者挙手〕	○議	長	質疑はありませんか。
		賛成多数です。したがって、陳情第4号は採択することに決定しました。			〔「なし」と呼ぶ者あり〕
		日程第5 陳情第5号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書を議題とします。			質疑なしと認めます。
		本件は厚生文教委員会に付託してあります。			次に討論を行います。
○厚生文教委員長	長	厚生文教委員長から審査結果の報告を求めます。	○議	長	まず原案に反対者の発言を許します。
		（桂川 雅信） それでは陳情第5号の厚生文教委員会の委員長報告をいたします。			〔「なし」と呼ぶ者あり〕
		6月10日の本会議において厚生文教委員会に付託されました陳情第5号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書について、6月12日、委員全員出席の下、慎重に審査をいたしましたので、ここに報告いたします。			次に原案に賛成者の発言を許します。
		陳情の趣旨は、3年に1度の介護報酬改定で訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられることにより、身体介護、生活援助などの訪問介護は、このままでは在宅介護が続けられず、介護崩壊を招きかねないこと、今回の介護報酬引下げで、訪問介護事業所、とりわけ小規模零細事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が壊滅的になるおそれがあること、厚生労働省が引上げの理由とした訪問介護の利益率の高さは集合住宅の多い都市部と住宅が点在している農村部ではビジネスモデルがまるで違っており、長野県では収益減と事業がほとんどであること、訪問介護は特に人手不足が深刻で、ヘルパーの有効求人倍率は22年度で15.5倍と異常な高水準が続いており、このままでは介護人材の確保はますます困難になること、上記の理由から下記事項の意見書提出を陳情しています。1 訪問介護費の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に行うこと。			（長尾 和則） 私は賛成の立場で討論をいたします。
○議	長	審査の結果は、全員賛成で採択すべきものと決しました。	○議	長	私は、さきの3月定例議会の一般質問の場において村内の介護サービス事業者の現状について質問項目に取上げ、その中で、介護現場の人材不足に触れた上で、その解消のためには処遇改善が不可欠である旨の発言をいたしました。
		審査の過程で出された主な意見は「説明を聞いて経営を維持、継続するため大変苦慮されていることを改めて感じた」「駒ヶ根市内では事業所の閉鎖が相次ぎ、中川の事業所からも駒ヶ根市内へ訪問介護に行っているが、営業区域外の訪問に対して交通費は出ないなど、現場の実態を聞くことは大切だと感じた」「現状維持すら大変な状況下で報酬引下げには反対だ。意見書とともに国に声を上げたい」「訪問介護の報酬引下げを受けて衆議院厚生労働委員会が介護・障害福祉事業従事者の処遇改善につながる施策の検討と必要な措置を全会一致で政府に求める議決をしたことは、報酬引下げ自			陳情書の中でもうたわれているとおり、令和4年度における訪問介護員の有効求人倍率は15.53倍と異常な高水準であり、ヘルパーの確保は極めて困難な状況にあります。
					そのような状況の中で令和6年度介護報酬の改定において訪問介護費の引下げを行ったことは、地方の在学介護の現場崩壊につながりかねないと強い危機感を覚えます。
					政府は基本報酬を引き下げても介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしていますが、その点について関係各方面から疑問の声が上がっていることも事実です。
○議	長		○議	長	介護という崇高なお仕事に従事される方々の御労苦に応えるためにも、ヘルパーの減収につながりかねない今回の引下げには反対し、介護報酬引上げの再改定を早急に行うべきだと考えます。
					ほかに討論はありませんか。
					〔「なし」と呼ぶ者あり〕
					討論なしと認めます。
○議	長		○議	長	これから採決を行います。
					この陳情に対する委員長の報告は採択です。
					この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
					〔賛成者挙手〕
○議	長		○議	長	全員賛成です。したがって、陳情第5号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

○事務局長 ○議長 ○7番	日程第6 発議第4号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の提出について を議題とします。 朗読願います。 朗読 趣旨説明を求めます。 (島崎 敏一) 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書 2025年度から小学校の学級定員は全学年で35人となります。しかし、中学校は40人のままとなっています。 長野県では2013年度に小中学校全学年で35人学級が実現しました。しかし、学級増による教員増の多くを臨時的任用で対応している状況です。また、小学校の専科教員は国基準で配置され、県基準の学級数と連動していないという課題もあります。 学校現場は、膨大な業務量に加え、一人ひとりの子どもに寄り添った対応が求められ、深刻な人手不足の状況です。教員は多忙を極め、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びを実現するためには、さらなる少人数学級推進と教員の持ち授業時数軽減のための抜本的な教員定数の改善が不可欠です。 義務教育費国庫負担制度については、2006年に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により教員配置を行っている自治体もありますが、自治体間の格差が生じることは大きな問題です。国の施策として十分な教員配置のための財源保障をし、全国どこに住んでいても、子どもたちが一定水準の教育を受けられるようにすることは憲法上の要請です。 よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、2025年度予算編成の件につき、下記の措置を講じられるよう要請します。 記 1 どの子にもゆきとどいた教育をするため、以下の2点を検討し、必要な教育予算を確保すること。 (1)さらなる少人数学級の推進。 (2)教員基礎定数算出に用いる「係数」の改善。 2 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元するなど拡充すること。 説明を終わりました。 これより質疑を行います。	質疑はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕 ○議長 長 質疑なしと認めます。 次に討論を行います。 討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕 ○議長 長 討論なしと認めます。 これから採決を行います。 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 〔賛成者挙手〕 ○議長 長 全員賛成です。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。 日程第7 発議第5号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書の提出について を議題とします。 朗読願います。 朗読 趣旨説明を求めます。 (片桐 邦俊) それでは意見書を朗読させていただいて説明にいたしたいと思います。 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書 「へき地教育振興法」は、都道府県の任務として、特殊事情に適した学習指導、教材、教具等についての調査、研究及び資料整備、教員の養成施設設置、市町村への指導、助言又は援助等、教員及び職員の定員の決定への特別の配慮、教員に十分な研修の機会と必要な経費の確保を規定しています。また、へき地手当の月額は「文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定める」としています。 へき地手当の原資は上記の基準に基づいて国から県に交付されており、近隣県では、文部科学省令で定める率に準拠して支給しています。しかしながら、長野県は2006年度より、1級地のへき地手当率を同省令で定める基準8%の8分の1に過ぎない1%にするなど、大幅な減額を行いました。現在では地域手当の一律1.7%分を加えると基準の3分の1程度まで回復していますが、依然として長野県と近隣県の手当支給率には大きな差があります。 その結果、本県へき地教育にさまざまなゆがみが生じています。へき地学校等に勤務する教職員は生活物資の購入が困難になり、現今の原油価格高騰などによって経済的負担はさらに増えています。家計支出の多い中堅層がへき地校勤務を躊躇することから、教職員の年齢構成バランスへの影響も深刻です。へき地校を取り巻く生活環境・交通事情等は改善されてきた部分もありますが、都市部の社会的・経済的・文化的諸条件はそれ以上に向上しており、相対的格差は拡大しているのが実情
--	---	---

○議	長	です。 近年、本県においても「教員不足」や教員採用試験志願倍率の低下が大きな課題となっていますが、県境近くでは賃金格差から隣県への人材流出がすでに起きています。へき地手当支給率が全国最低水準にあることは、人材確保の面で大きなマイナス要因であり、へき地校を抱える自治体にとどまらず全県的な課題と言えます。へき地手当支給率の改善が行われなければ、本県の教育水準の維持および地方自治体の将来の担い手の育成に大きな影響を与えることにもなりかねません。このような状況の中で、県人事委員会は「職員の給与等に関する報告」において、「現在近隣県と比較して低い水準にあるへき地手当や、へき地手当と同様に低い水準にある特 地勤務手当の支給率について、近隣県との均衡を考慮して検討することが必要」と2年続けて言及しました。 教職員の人材確保、児童生徒の教育の機会均等、教育条件整備等の諸観点から、へき地手当支給率を近隣県並みに回復することが必要であると考えます。 記 1、教育の機会均等と中山間地域における教育水準の向上をはかるため、へき地手当およびへき地手当に準じる手当の支給率について、都市部との格差(相対的へき地性)がいっそう拡大している実情を十分把握しつつ、近隣県との均衡を勘案し、2005年度以前の水準に戻すこと。 以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。 説明を終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕	○3番	(中塚礼次郎)	それでは朗読をもちまして提案といたします。 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書 介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられたことに怒りと不安の声が広がっています。身体介護、生活援助など訪問介護は、独居の方をはじめ要介護者や家族の在宅生活を支えるうえで欠かせないサービスです。このままでは在宅介護が続けられず「介護崩壊」を招きかねません。 介護報酬の引き下げで訪問介護事業所、とりわけ小規模・零細事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が壊滅的になる恐れがあります。すでに23年の訪問介護事業所の倒産は67件と過去最多を更新し、ほとんどが地域に密着した小規模・零細事業所です。 厚生労働省は引き下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことをあげていますが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の「平均値」を引き上げているものであり、実態からかけ離れています。 訪問介護はとくに人手不足が深刻です。ヘルパーの給与は常勤でも全産業平均を月額約6万円も下回ります。ヘルパーの有効求人倍率は22年度で15.5倍と異常な高水準です。 政府は訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしていますが、すでに加算を受けている事業所は基本報酬引き下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引き下げ分をカバーできない事業所が出ると予想されます。今回の介護報酬改定では介護職員の処遇改善のため報酬を0.98%引き上げるとしています。これにより厚生労働省は職員のベースアップを24年度に月約7500円、25年度に月約6000円と見込みます。 しかし財源の根拠が不明確でベースアップが確実に実行される根拠はありません。このままでは介護人材の確保はますます困難になるだけです。 以上の趣旨から、以下の項目について求めます。 1、訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うこと。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。 以上であります。 慎重な御審議をよろしくお願いいたします。
		全員賛成です。よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。 日程第8 発議第6号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書の提出について を議題とします。 朗読願います。			説明を終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
		朗読			○議
		趣旨説明を求めます。			
					○議
					○議
					○議
					○議

○議	長	〔「なし」と呼ぶ者あり〕 討論なしと認めます。 これから採決を行います。 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 〔賛成者挙手〕
○議	長	全員賛成です。よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。 ここで暫時休憩とします。再開は追って連絡をします。 〔午後2時52分 休憩〕 〔午後3時12分 再開〕
○議	長	会議を再開します。 日程第9 発議第7号 中川村議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。 朗読願います。
○事務局長	朗読	
○議	長	発議第7号は会議規則第39条第2項の規定によって趣旨説明を省略したいと思います。 御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議	長	異議なしと認めます。したがって、発議第7号は趣旨説明を省略することに決定しました。 これから質疑を行います。 質疑はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議	長	質疑なしと認めます。 次に討論を行います。 討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議	長	討論なしと認めます。 これから採決を行います。 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 〔賛成者挙手〕
○議	長	全員賛成です。よって、発議第7号は原案のとおり可決されました。 日程第10 発議第8号 中川村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。 朗読願います。
○事務局長	朗読	
○議	長	発議第8号は会議規則第39条第2項の規定によって趣旨説明を省略したいと思います。

		ます。 御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議	長	異議なしと認めます。したがって、発議第8号は趣旨説明を省略することに決定しました。 これから質疑を行います。 質疑はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議	長	質疑なしと認めます。 次に討論を行います。 討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議	長	討論なしと認めます。 これから採決を行います。 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 〔賛成者挙手〕
○議	長	全員賛成です。よって、発議第8号は原案のとおり可決されました。 日程第11 議員派遣についてを議題とします。 お諮りします。 会議規則第129条の規定により、お手元に配付したとおり議員派遣することに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議	長	異議なしと認めます。したがって、本件については別紙のとおり議員派遣することに決定しました。 日程第12 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。 議会運営委員長、総務経済委員長、厚生文教委員長及び議会広報委員長から、議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。 お諮りします。 本件について委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議	長	異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。 お諮りします。 ただいま大島歩議員ほか5人から発議第9号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長	異議なしと認めます。よって、発議第 9 号を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定しました。
○事務局長	追加日程第 1 発議第 9 号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出について
○議 長	を議題とします。
○8 番	朗読願います。
○議 長	朗読
○8 番	趣旨説明を求めます。
	(大島 歩)
	女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書
	国連は 1979 年に女性差別撤廃条約を採択し、日本は 1985 年、条約に批准した。現在 189 カ国が批准している。
	1999 年には女性差別撤廃条約の実効性を強化し女性が抱える問題を解決するため、「選択議定書」を国連総会で決議・採択し、現在、115 カ国が批准している。しかし、日本政府はいまだ批准に至っていない。
	「選択議定書」は、国連女性差別撤廃委員会による個人通報制度と調査制度を認めており、議定書を批准することによって、締約国は被害者救済に向け具体的な措置をとるよう同委員会から要請されるため、国際的な人権基準に基づき女性の人権侵害の救済や、性別による不平等をなくすための効力が強まることが期待される。
	日本は、ジェンダー平等度ランキングで世界 146 カ国中 125 位(2023 年)、G 7 で最下位と遅れをとっている。2020 年 12 月に閣議決定された国の第 5 次男女共同参画基本計画では、「諸外国のジェンダー平等に向けた取り組みのスピード感は速く、我が国は国際的にも大きく差を広げられており、まずは諸外国の水準に追いつけるよう、これまでの延長線上にとどまらない取り組みを進め、法制度・慣行を含め見直す必要があり、選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」と明記されている。
	女性差別撤廃条約の締約国は、「女性に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意」しており、国連が定めた国際的な人権基準の適用を積極的に国内で進めることが、条約締約国である日本政府の役割である。選択議定書の批准は女性の人権保障、女性差別撤廃の取り組みを強化し、ジェンダー平等社会の形成を促進することにつながる。
	よって中川村議会は、政府等に対し、本年 10 月に国連女性差別撤廃委員会による第 6 回目の日本報告審議が行われることを見据え、女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准することを強く求めるものである。
	以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。御審議お願いいたします。
○議 長	説明を終わりました。
	これより質疑を行います。

		質疑はありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議 長		質疑なしと認めます。
		次に討論を行います。
		討論はありませんか。
○4 番	(長尾 和則)	私は反対の立場で討論をさせていただきます。
		ここの今の意見書にありました中段のところ、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進めると明記されている、このとおりだと思います。これが 25 年かかっておるということで、一番最後にあります速やかに批准することを強く求めるといいう意見書になったと推察しますが、逆を言うと、25 年間どういう論議がされてきたのかということを私は調べました。
		先ほど委員長報告の中にもありましたけれども、主権の問題、それから国内法との整合性の問題、それからやはり司法権の独立と整合性の問題、これが十分に国の中において議論が煮詰まったとは言えない状況です。
		そこで、速やかな批准というのは疑問ではないかというのが私の意見であります。当然、女性差別撤廃、これに取り組んでいくことは当然のことですけれども、その手続、これをどう踏んでいくかというところを慎重に審議する必要があると考えます。
		以上です。
○議 長		ほかに討論はありませんか。
○2 番	(松村 利宏)	私は反対の立場で討論いたします。
		私は、個人的には、女性の差別、これは早急に改善すべきだというふうに考えています。
		しかしながら、ここに書いてあります国連女性差別撤廃委員会、要するに、国連のところは、まず国内法、国益、これを第一に考えなければなりません。これが確実にできない限り、そこは拙速にやる――批准する必要はないというふうに考えております。そのためには段階的にやる必要があるというふうに考えます。
		以上です。
○議 長		ほかに討論はありませんか。
○5 番	(桂川 雅信)	この意見書の賛成の立場で発言いたしますが、先ほども申し上げましたけれども、この議定書だけではなくて、日本政府は、今まで人権関係の救済条約、国連が定める条約については、多くで司法権独立を犯す可能性があるという言葉で批准をためらってきました。あるいは批准をしない方向で検討を進めてきています。
		この議定書が批准されてからもう 24 年たっていますが、日本政府は、どちらかというと、そのような理由をつけてサボタージュしてきたというのが本題の姿であります。
		先ほど申し上げましたけれども、議定書は国内的な救済措置が尽くされたことを前提として委員会に通報すると、個人の通報もしっかりですが、それを前提として委員会に通報するということになっておりますので、意見や勧告に法的な拘束力はありません。

ん。また司法の独立が侵されることもありません。

これは、実は同じようなことが、ＩＬＯの機構——日本はもう当然批准をしているんですが、国際労働機構ですが——このＩＬＯの議定書を批准している中でも勧告を頻繁に日本は受けておりますけれども、日本政府はその勧告に従って全部改善しているということでもありません。国際的に見て日本の在り方がどうなのかということ意見を意見として出されるわけですから、それ自体が日本の司法をじゅうりんするというようなことでもありません。

速やかにこの議定書は批准すべきであるというふうに考えます。

以上です。

○議 長 ほかに討論はありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、発議第９号は原案のとおり可決されました。

これで本定例会の会議に付された事件の審議は全て終了しました。

ここで村長の挨拶をお願いします。

○村 長 ６月定例議会の閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

今定例会では、会議初日に提案を申しあげました６議案及び本日追加提案をいたしました農業委員会委員の任命同意をお願いする１議案の全てを議決、同意をいただきました。改めてお礼を申し上げます。

東京都世田谷区二子玉川との交流は、疎開児童の保護者から終戦後に寄贈された人形浄瑠璃の頭が 79 年の歳月を経て二子玉川小学校での人形浄瑠璃里帰り公演という形で実を結びました。

６月 7 日は地元二子玉川で二子玉川小・中川西小交流協議会総会があり、保坂世田谷区長も来賓として出席され、交流会が行われました。私も来賓として紹介をいただき、総会の開催と交流の継続をお祝いし、二子玉川地区の皆様と親しく懇談をさせていただきました。

里帰り公演は、８日、二子玉川小学校 5・6 年生、保護者及び地域の皆さんの前で中川人形保存会による「傾城阿波の鳴門 巡礼歌の段」を上演、上演に先立ち保存会員による浄瑠璃人形の遣い——操り方の詳しい説明もあり、伝統文化の学習と人形芝居の鑑賞もでき、児童だけでなく、二子玉川地域の皆さんにも好評をいただいたものと感じてまいりました。

いつの日か人形芝居を二子玉川でと願っていた保存会の皆様には、日頃、家業と練習を行ってきた 12 年後に実現したことを思うと、伝統文化の継続が地域の交流に大きく役立っていることを強く感じております。

６月に入り、梅雨の大雨、災害を警戒しておりますが、梅雨の入りが遅れているよ

うであります。集中した雨は困りものではありませんが、作物の伸びには十分な雨が必要で、乾燥気味の天気は別の意味で心配をしております。

また、梅雨明け後の 8 月 3 日には今年も第 30 回を迎える中川どんちゃん祭りが開催をされます。多くの村民の皆さんに御参加いただき、にぎやかなお祭りになることを期待しております。

改めて申し上げますが、６月は土砂災害防止月間です。災害発生の引き金になる気象に留意し、また警戒しながら梅雨を乗り切り、暑い夏を迎えたいと思います。

議員各位におかれましても御健勝で御活躍いただくことを祈念いたしまして、閉会の御挨拶に代えます。

ありがとうございました。

○議 長 これで本日の会議を閉じます。

以上で令和 6 年 6 月中川村議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

○事務局長 御起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

[午後 3 時 3 2 分 閉会]

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____